

新宿区多文化共生連絡会 会議要旨

分科会①：「プラザの在り方検討について」

日 時 : 平成22年7月27日(火) 13時30分から15時30分
会 場 : しんじゅく多文化共生プラザ 多目的スペース
参加者 : 9名

(東京日本語ボランティアネットワーク・梶村勝利、在日本韓国人連合会・李承珉、NPO みんなのおうち・小林普子、プラザ相談員・渡辺ナタニー、山本風彬、大久保いぶき町会・植木康次郎、外国人総合相談支援センター・山村哲平、新宿区・山田秀之、宮端啓介)

～開会～

A：皆さま、お疲れさまでございます。それでは、第1回分科会「多文化共生プラザの在り方検討について」を開始させていただきます。本日の議題といたしましては、はじめに「プラザの位置づけ」ということで、多文化共生プラザの設置に関連した条例について検討したいと思います。のちほど区の方からご説明いただきたい、と思います。あとは利用状況等についても説明をいただきながら、今後のプラザの在り方について皆さんで検討できれば、と思います。よろしく願いいたします。

～参加者自己紹介～

【参加者の自己紹介・活動紹介】

～配布資料についての説明～

区：事務局から本日の資料¹について説明させていただきたい、と思います。本日資料が1から4までございます。まず、先ほどAさんからもお話しがございましたとおり、「プラザの位置付け」という一番の議題につきまして、資料2の「新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例」の中身を皆さんで確認していきたいと思いますので、資料2をご覧くださいいただけますでしょうか。

¹ 資料1：検討内容、資料2：多文化共生プラザ条例、資料3：プラザの利用実績、利用団体、資料4：プラザに対する声（アンケート等の回答）

【多文化共生プラザ条例についての説明】

=参照条文=

第1条：日本人と外国人との交流を促進し、文化・歴史等の相互理解を深め、もって多様な文化をもつ人々が共に生きる地域社会の形成に資するため、新宿区立しんじゅく多文化共生プラザを設置する。

第3条：プラザにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活情報等の提供に関する事。
- (2) 日本語の学習への支援に関する事。
- (3) 外国人の相談に関する事。
- (4) 多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会の形成に資する活動を行う団体及び個人のネットワークづくりの推進に関する事。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業。

区：プラザ設立の目的（第1条）とプラザが行う事業（第3条）を踏まえてプラザの位置づけをどうしていくのか、ということをお皆さんで考えていきたいと思ひますので、ご議論いただければと思ひます。

次に、これまでのプラザの利用実績と利用団体について、ということでお資料3を作成してあります。利用される外国人は韓国、中国の方が多ひのですが、近年ではネパールの方が増えているという傾向がござひます。そして、資料3の②ではプラザを利用されている団体の一覧を記載してあります。現在合計で61団体が活動をしてあります。使用目的別に分類してありますが、日本語学習が12団体、他言語の研修会等が8団体、学習支援・生活支援等の団体が13団体、最も多ひのが国際交流・国際協力に関する活動をされている団体で23団体ござひます。その他の分類として5団体ござひます。

最後に資料4ですが、これはプラザに対してさまざまところからいただいたアンケートの回答²となっております。

～意見交換～

A：まずはご説明いただいた資料2の条例について、お皆さんにご意見を伺いたいと思ひます。

B：第1条について、「日本人と外国人との交流を促進し・・・」とあつて、これがプラザ設立の大きな目的になると思ひのですが、現在プラザの実施している講座で日本人と外

² 1：プラザ利用者からのアンケート、2：区民調査、3：外部評価実施結果報告、4：区議会での議論

国人との交流を促進している事業があれば紹介してください。もう一つ、「文化、歴史等の相互理解を深め・・・」とありますが、これに該当する講座があれば教えてください。

区：日本人と外国人との交流を促進する、ということでは現在毎月1回第2金曜日に「国際交流サロン」という講座を開講しています。これは毎回50～60名、多いときには70名程度の方が参加されているのですが、特定のテーマを決めずにグループに分かれて自由に交流をする、といった講座になります。そして、文化、歴史等の相互理解を深める、ということについては「国際理解講座」を年20回程度開講しています。これは新宿区から新宿未来創造財団に委託をするかたちで日本の文化の紹介や、逆に外国の文化を紹介する、といった講座になります。

B：国際理解講座というのは、外国の文化を日本人に紹介するのでしょうか。それとも日本の文化を外国人に紹介するのでしょうか。

区：それは両方になります。

B：国際交流サロンについてですが、これは国別の参加者数は把握されているのでしょうか。

区：国別の参加者等の統計については毎回としています。やはり韓国、中国などアジアの方の参加者が多いのですが、ヨーロッパの方やロシアの方も参加されています。

C：国際理解講座については年20回程度実施しているということですが、毎回どのくらいの方が参加されているのでしょうか。

区：回によって、あとは内容にもよっても参加者数は異なってくるのですが、おおよそ平均して20～30名程度の参加者数だと思います。

C：講座のテーマ、内容については誰がどのように決めているのでしょうか。

区：この講座につきましては、新宿未来創造財団で企画・実施をしています。区のほうから未来創造財団に委託をしている、というかたちになります。

D：プラザの設置条例ということでいま講座などの紹介をいただきましたが、この講座を実施している未来創造財団というのはプラザとは関係のない団体ではないでしょうか。条例からいくとそういうふうに読めてしまいます。プラザ設立に関して財団は関与して

いないはずなので、考え方からしてそこから違う、と思います。また、外部評価委員会からすると、区は何もやっていなくて財団がすべてやっている、という指摘を受けるのではないのでしょうか。リーフレット等を作成する際、プラザの名前を入れておく。そうすること一つとってみても区とプラザ両方でやったことを姿勢として示すことにもなると思うので、そういう点についても一つずつ工夫する必要があると思います。

A：4月から財団の組織が変更になったこともありまして、プラザの位置づけ、財団との関係をどうするのか、それをはっきりさせない限りはプラザのあり方を検討することにも大きく影響してきます。

D：外部評価委員会の人から見れば、これは全部条文から拾われていってしまいます。中身はやっているのは分かっているけれども、違うでしょう、と言われたい方法を何か考えないといけません。

A：こういう状況だけれども、具体的なかたちでのつながり、外から見た人たちにどうつながっているのか、ということをはっきりみせないとプラザのあり方が大きく影響してきます。

E：今年から財団の組織が変更したこともあるのですが、3月までと4月以降ではプラザの管理体制が異なっています。また平成17年9月に制定されたプラザ条例が何の変更もなく今に至っているというのは、外部の人間はもちろん内部の私たちでも分かりにくいところがあります。

B：条例を改正することはできるのでしょうか。区の職員の方は、改正について提案したほうがよいのではないかと思います。また、目的と4つの事業がかみ合っていない。生活情報を提供する、ということについても、情報ツールがこれだけ発達しているなかでプラザがどういった情報を外国人に提供できるのか、疑問です。

F：私はプラザで相談員をしているのですが、相談員はインターネットを使える環境がありません。その理由は何でしょうか。インターネットが使えないということは、情報を提供する側からすれば本当に不便です。

A：外国人の方が使用できるインターネットが以前はあったんですね。それがいくつかの理由で今はなくなっている、ということです。なんらかの理由はあるにせよ、この問題についてはクリアできれば、と思います。

E：毎月利用者実績を出されていると思いますが、利用者実績のなかで区内・区外の区別はしているのでしょうか。というのは、意外と必要な人間がここを利用していないのではないかと、ということをしごく感じています。利用者自体は年々増えていますが、プラザが実際に地域の方へ貢献しているのかどうか、プラザを本当に必要としている方が利用しているのか、ということについて解決されていないと思います。

G：もう少し詳しく教えていただきたいのですが、本当にここを必要としている方というのは、具体的にどういう人たちになるのでしょうか。

E：まず、私は子どもの学習支援に関わっていますので、たとえば、親が子どもを虐待している、と思われるケースがあります。そのとき私は自分で子どもサービス課やいろいろなところに電話をかけます。あるいは母親が悩んでいるだろうな、その結果子どもを虐待しているだろうな、と思ったときに、その母親を救うためにはどうしたらいいか、というそういう機関がないんです。そうしたら私が個人でなんとかしないと、という話しになるんですね。あと、生活をしているなかで日本語を学びたくても学べない人がいます。プラザができてもう5年経ったので、本当に利用したい人たちに来てもらうためにはどうしたらいいのか、ということを考えてもいいのではないかと、思います。

D：本当に必要な人たちはここに来ることができません。私たちが間に入って全部をやっけてあげて、そして役所の人にもやってもらう。本当に必要な人はここに来ることができないんです。プラザの周知については、何らかの方法でやらないといけません。ただ、最終的には予算を取ってこないとなんかの解決もできないです。

C：どうやって予算を取るか、ということについては、いろいろな作戦を組み立てないといけません。これまでの皆さんのお話を聞かせていただいていくつか思うところがありますので、意見を述べさせていただきます。

まず一つは、条例で決まった施設というのは区立の施設になります。そのなかで1条の目的と3条の事業との関係についてですが、外国の方が地域で生きていくための生活情報というのは区役所、プラザが提供しなければなりません。次にこの施設が本当に区立の施設なのか、ということですが、これまで東京のなかでこのような施設はなかったうえで非常に公益的にいろいろなところからいろいろ人が来ている、という実態があります。

資料3で現在プラザを利用している団体が61団体ある、と記載されているのですが、区立の施設であるということを前提にしながら、各団体が具体的にどのような活動をしているのか、どのくらいの規模でやっているのか、それらすべてを限られた人数で把握するという事はなかなか困難なことです。各団体の活動がもっとやりやすくなるよう

に、団体と団体がつながれるようにプラザが仕組みを作っていく必要がある、と思います。そのために具体的にどういった事業をやっていくのか、ということについてやり方はいくつかあると思います。

それから利用者数について年間二万人くらいの方が利用しているのですが、スペースに限りがあるなかで、かなり飽和状態に近づいているということもあると思います。そのなかで、ここで直接できることと地域の施設を使ったほうがいいこと、との区別をしていくということを含め、もう一度考える時期に来ているのではないかと思います。アンケートをとるのか、各団体にリサーチをかけるのか、または懇談会のような会をもつのか、まずは実態を正確に把握して継続的にプラザが使いやすい仕組みを考えていかなければならないと思います。

E：ひとつお願いしたいのは、プラザが新宿区の施設、区立の施設である以上、区民の利益に資するような場所でなければいけないということです。

C：そこはしっかりおさえたうえで、考えていかなければならないと思います。その点はとても大事だと思います。

H：プラザが勉強をする場所なのか、交流をする場所なのか、はっきり分からなくなってきていると思います。どちらかという勉強する立場の人間が強くなってきているように感じます。日本語教室がメインになってきています。もしコミュニティの場所としてプラザを利用してもらおうということであれば、これまでの内容を変えていかないといけないと思います。

D：条例の基本的な考え方からすれば、「共生」していこうというところにあって、勉強する場所と親子で来たときに子どもたちには遊べるスペースがあって、そういう勉強ができるスペースと子どもたちをあずけられるスペースの両方が必要だと思います。ただ、スペースもなければお金もない。これではよりよい環境をつくっていくことはなかなかできないと思います。

C：プラザが設立されてからの5年間、これまでより多くの人に利用してもらおうという考え方、方向性をもう少し利用の実態などを明らかにして、そのなかで1条の目的に沿うようなかたちで施設の運営を考える時期にあると思います。

D：財団をうまく使えるようにすればいいのではないのでしょうか。

C：財団は区役所のほうから言いますと「指定管理」という言い方になるのですが、財団

に任せている施設は相当数あります。たとえば、日本語教室はここだけでやっているわけではなくて、区内でも10か所11教室でやっています。財団のもっている施設を地域ごとに利用する、という考え方もあると思います。

E：相談のところでもう少し聞きたいと思うのですが、相談件数とか相談内容、あるいは母語がどれだけの言語があるのか、ということはお分かりになりますでしょうか。

G：その前に少しよろしいでしょうか。私自身はプラザに法務省の管轄ということで入っているのですが、以前神奈川で仕事をさせていただいたことがあって、そこから新宿に来たわけですが、部外者的な視点からプラザを見させていただいています。

新宿区のお金で新宿区民のために、ということは重々承知しているのですが、東京という広い目で見ても、外国人がこういうふうに集まれる場所は本当に数少ないと思います。そういうなかで「多文化共生」ということが新宿区内で成立するのかもしれないのか、ということをもう少し大きい目で見ていただいたときに、新宿区がやってきたことが他の区のモデルになったり、または、悪い事例として捉えられるかもしれませんけれども、そういうことが最終的には一つの区ではまともらない、と思うんです。外国人相談のレベルで言えば、専門家相談というのはそういう問題を飛び越えて、相談の現場は人につく、と言われていています。区に外国人相談がない場合は外に行くしかないわけです。そういうことを考えていただくと、もちろん区という基本はあるのだけれども、それを全面に出しすぎてしまうと、それこそ利用したい人が利用できなくなってしまう可能性もあると思います。外国人は仕事を求めて飛び回ります。そういう方々が区を越えて違う区に住む、ということもあると思いますし、そういう方たちもいるということを念頭に置いて区民のために、という皆さんが共通理解としてもっていただければ、いい面があると思います。それが全面に出すぎてしまうと、それこそ弊害になってしまう可能性もあると思いますので、そういう認識を皆さんで共有できたら、と思います。

E：おっしゃっていることは分かるのですが、プラザが本当の意味でどこまで区民のために、と思うところがあります。本当に解決しないといけない問題が新宿区のなかにあるわけだから、それを解決すべきだと思います。直接関わっている人間からしますと、そのところを何とかしてほしい、という思いがあります。

D：Eさんの意見とは少し違うのですが、要するに、新宿区民ではなくて新宿区に職場があったり、新宿区に来ている人、そういう人たちのために、というようなことを区長は言っています。結局区民だけだったら何パーセントの話しになってしまいます。新宿区というのはよそからたくさんの方がきてお金を置いていってくれるわけだから、区民だけのため、というわけではなくて新宿区に来る人たちのために、ということが本来の考

え方だと思います。

～今後の進め方について～

A：条例に掲げられている4つの事業を具体的に整理してどうつなげていくのか、ということをお次回の分科会で話し合いたいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

区：本日配布しました資料4でアンケート結果、実態調査、あと外部評価委員会、議会からの指摘、質問を紹介しているのですが、ここで指摘されているような内容について、みなさんのほうから何かご意見等ございましたら、是非お聞かせ願いたいと思います。

B：日本人と外国人の交流があまりされていない、と感じます。交流の機会があっても、日本人で参加する人が少ないです。いくら呼びかけをしても関心のある支援団体の方しか参加しません。プラザが積極的に主体となって日本人と外国人の交流を図らないといけません。

D：いまBさんが言ったことはその通りだと思います。プラザができて1年目か2年目に大久保小学校で多文化防災訓練をやったのですが、そのときは日本人もかなり参加しました。日本人を参加させるためにはそれなりのイベントをやらなければならない、と思います。

G：理想論でいうと、外国人の方たちがやるお祭りに日本の方は来るのですが、何かを掴んでいくかというあまり掴んでいかない。日本の方が主催するお祭りに外国の方が入っていくというほうが衝撃というのが大きいと思います。地域の活性化という視点でいくと、理想論的には日本のお祭りに外国の方が入っていく、というほうがいいのではないかと、思います。

A：その他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

D：配布された資料で区議会での答弁のなかに、プラザの機能強化の検討を進めていく、とあるのですが、具体的にプラザの機能の強化ということはどういうことになるのでしょうか。

C：機能の強化の仕方というのはいろんな強化の仕方があると思うのですが、少なくとも外部評価委員会、区議会で行われていることにはプラザは区の施設ですから、区として応えていかないとはいけません。そして、よその人の声というのは聞かないといけません。

と思います。活動をしている方の声を聞いて、どうやればこの施設がみんなにとって使いやすいになるのか、ということを考えていくことが機能の強化につながると思います。

A：そろそろ時間になりましたので、本日はこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。また、次回の日程についてですが、8月上旬に実施したいと思います。よろしく願いいたします。

以上